

環 廃 第 5 8 8 号

平成 24 年 1 月 23 日

静岡放射能汚染測定室 代表 馬場利子様

静岡県くらし・環境部環境局

廃棄物リサイクル課長

静岡県の東北大震災による瓦礫受け入れについて（回答）

日ごろから、廃棄物行政に御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。

この度は、東日本大震災による瓦礫の受け入れについて、御質問をいただきお礼申し上げます。

いただいた御質問に対し、知事から回答するよう指示がありましたので、別紙のとおり回答いたします。

担 当 廃棄物リサイクル課

電話番号 054-221-2909

(1) 静岡県は、すでに瓦礫受入を決めたのでしょうか？

(回答)

本県は、岩手県の大槌町と山田町の災害廃棄物（柱材、角材）の受入れを支援する方針としておりますが、現在、県内で正式に受入れを決めた市町はありません。

なお、島田市では、施設周辺の住民への説明会や広報等により、受入れについて市民の理解を求めています。まずは試験的に受入焼却を行い、具体的な数値をもって住民に説明し、理解を得ていきたいとしています。

(2) 静岡県から各市町に、受け入れの要請、指示などをされていますか？

(回答)

昨年12月10日に開催した災害廃棄物の広域処理についての説明会において、県内の市長、町長に対し、広域処理の必要性や本県に受入れる場合のスキーム案等を説明し、可能な範囲での受入れに協力していただくようお願いしております。

(3) 予定されている瓦礫の内容物は、どの様なものなのでしょうか？

(回答)

岩手県の大槌町と山田町の災害廃棄物で、その中の柱材・角材等の木材を破砕し、チップ状にしたものです。

(4) 県内全体で、どれだけの量（総量）を受け入れるか、決まっていますか？

(回答)

市町での一般廃棄物の処理余力の1%程度となる600トンを目標として提案しておりますが、決定したものではありません。

**(5) 搬出元の市町は、瓦礫の放射能測定を行うよう国から指示されていますか？
また、静岡県として測定を要請されていますか？**

(回答)

国が作成した広域処理の推進に係るガイドラインにより、広域処理における災害廃棄物の放射能濃度や空間線量率の測定方法などが示されております。

岩手県の大槌町と山田町は、岩手県に災害廃棄物の処理を委託しておりますので、搬出時の災害廃棄物の放射能濃度及び空間線量率の確認は岩手県が行います。

また、本県に受入れる場合には、ガイドラインには規定されておませんが、県独自で木材チップをコンテナに積み込む際等に遮蔽線量率や空間線量率の

測定を行い、安全性をしっかりと確認することとしております。

(6) 静岡県では、瓦礫の放射能汚染値の受け入れ基準はありますか？

(回答)

ガイドラインでは、災害廃棄物中の放射性セシウム濃度が 240～480 ベクレル/kg 以下であれば、焼却による濃縮率を厳しく評価した場合でも、焼却灰中の濃度は 8,000 ベクレル/kg を超えることはなく、これを埋立処分した場合、埋立処分場の周辺住民の受ける線量も年間 0.01 ミリシーベルト/年以下となるため、人の健康に対するリスクは無視できるとしております。

本県では、さらに厳しい災害廃棄物中の放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg 以下を受入れの基準とする方針です。

(7) 瓦礫 1 件あたりは低レベルの汚染であっても、焼却によって濃縮する事を考えると、放射性物質を含んだ物質を汚染地域から移動し、汚染の少ない自治体で焼却処分をするという事は、静岡県の環境問題という観点からどのようにお考えですか。

(回答)

前述のとおり、県が受入れを考えている災害廃棄物は、100 ベクレル/kg 以下で、国が安全の目安としている 240～480 ベクレル/kg を大きく下回るものです。

また、昨年 12 月に本県と岩手県が共同して大槌町、山田町の災害廃棄物（木材チップ）の放射性セシウム濃度を測定したところ、13 ベクレル/kg 程度と極めて低く、受入れ処理を行っても人の健康はもちろん、環境への影響も問題ないレベルと考えております。

なお、食品についても、新たに設定された食品中の放射性物質に係る規格基準（H24.4 施行）において、野菜や加工食品などの一般食品の放射性セシウムの基準値は、100 ベクレル/kg と定められています。

(8) 被災地での瓦礫処理について、自然の循環を早める工夫を施し、還元型の有機物処理とその過程で残る自然に還らない無機物質の除去を行う方法を提案している市民団体もあると聞きます。そうした市民団体や研究者との協同による処理を検討しているかどうか、静岡県に各自治体から情報は来ていますか？

(回答)

御質問にある処理方法については、残念ながら承知しておりません。また、自治体からの情報提供もありません。

なお、災害廃棄物の処理は、廃棄物及び清掃に関する法律の定める基準に則って行われることとなります。

(9) 万一、静岡県が震災に遭遇した場合に備えて、県内各地に自然循環型の有機物

処理施設を準備する事は検討されていますか？

(回答)

震災に備えた自然循環型の有機物処理施設の準備については、現在検討しておりませんが、発生した災害廃棄物を可能な限り再生利用することが必要であると考えます。